2　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体(以下「特定ＪＶ」という。)であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成22年５月19日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。)から357号東京港トンネル工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。)の認定を受けている者、又は下記の①から⑧までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑤　平成８年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)

㋐　単体又は共同企業体の代表者として施工したシールド工法（密閉型）で、施工（セグメント）外径4.0m以上の道路トンネル工事であること。

経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は下記㋑の施工実績を有すること。

㋑　シールド工法（密閉型）で、施工（セグメント）外径4.0m以上の工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑥　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑦　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑧　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　本工事に係るトンネルの技術(設計・施工)提案が適正であること。なお、技術提案書の提出にあたっては、特記仕様書に掲げた基本性能を有する設計・施工提案の立案を行い技術（設計・施工）提案書を提出すること。

⑶　実施設計にあたって、次に掲げるいずれかの基準を満たす設計技術者を当該設計に配置できること。

(a)　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っているもの。

(b)　技術士（建設部門）で平成12年度以前に試験に合格し、技術士法による登録を行っているもの。

(c)　技術士（建設部門）で平成13年度以降に試験に合格し、技術士法の登録を行っている場合には７年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門（技術士制度における技術部門で建設部門）に４年以上従事しているもの。

(d)　ＲＣＣＭの資格を有し、「登録証書」の交付を受けているもの。

(e)　工学博士

⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。(詳細は入札説明書による)

②　１人の者が、平成８年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記の⑴⑤㋑に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

ただし、経常建設共同企業体又は特定建設工事共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(詳細は入札説明書参照。)。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」及び「企業の高度な技術力（技術提案)」、並びに「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。

②　①において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を60点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者（ただし、⑵⑤「現場施工期間の短縮について」については入札参加予定者）のうち、下記㋐のそれぞれの評価項目毎に評価を行い「加算点」を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「現場施工期間の短縮について」、「現場施工期間の短縮に係る具体的な施工計画」、「長期耐久性を考慮した覆工等の構造、施工方法及び供用後のモニタリング手法」

㋑　施工体制（施工体制評価点）

③　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。)及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。